

**「令和 8 年度 男性のチカラ向上応援事業委託業務」に係る
企画提案公募要領**

1 業務目的

沖縄県では、男女共同参画社会の実現に向けて、女性活躍の環境整備等の取組を進めており、その一環として、「男性のチカラ向上応援事業」を実施しているところである。

本業務では、男性の育児休業の取得推進等に関する意識啓発や男性の家事・育児参画に資する講座等の取り組みを行うことにより、固定的な性別役割分担意識の解消を図ることを目的とする。

2 業務名

令和 8 年度 男性のチカラ向上応援事業委託業務

※ 詳細については、別添「企画提案仕様書」を参照

3 委託期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日(水)まで

4 予算額

3,200,000 円以内（消費税及び地方消費税含む）

5 応募資格

応募資格は、次に掲げる要件を満たす法人又は複数の法人からなる共同企業体とします。

- (1) 沖縄県内に事業所を有し、業務進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせに迅速に対応できる体制を有すること。共同企業体の場合は、構成員のうち 1 者以上がこの要件を満たすこと。
- (2) 過去に、国や沖縄県の類似の周知・啓発業務の受託実績を有する、若しくはその能力を有している法人であること。共同企業体の場合は、構成員のうち 1 者以上がこの要件を満たすこと。
- (3) 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

※ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項
普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。
一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

- (5) 国税及び県税を滞納していない者であること。
- (6) 自己又は自社の役員等が以下の要件のいずれにも該当する者でないこと及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。以下の要件については資格確認のため、沖縄県警察本部に照会する場合がある。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (7) 提出書類の受付期間において、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更正手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 本業務を履行できる体制が整備されていること。
- (9) 労働関連法令を遵守していること。
- (10) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。
- (11) 共同企業体による応募の場合は、以下のとおりとする。
 - ア 共同企業体の場合は、共同企業体の中に管理法人を置くものとする。
 - イ 管理法人は、本事業の運営管理、共同企業体構成員相互の調整、財産管理等の事務的管理を主体的に行う母体としての機関とし、共同企業体を構成する法人を代表する。
 - ウ 共同企業体の構成員間において協定を締結し、共同企業体の管理法人が応募を行うこと。
 - エ 共同企業体の協定書には、目的、名称、構成員の住所及び名称、代表者（管理法人）、代表者の権限、構成員の業務分担、構成員の連帯責任、取引金融機関、瑕疵担保責任、協議事項等が記載されていること。

6 スケジュール（予定）

- 10月9日（金） ----- 企画提案公募及び質問受付開始
- 10月16日（金） ----- 質問事項締切 ※17時必着（【様式10】提出）

10 月 21 日(水)	-----	質問回答
10 月 26 日(月)	-----	参加申込期限 ※17 時必着 (【様式 1】提出)
10 月 28 日(水)	-----	企画提案書提出締切 ※17 時必着
10 月 30 日(金)	-----	第 1 次審査 結果通知 (書類選考)
11 月 5 日(木)	-----	企画提案選定委員会 (プレゼンテーション)
11 月上旬 (予定)	-----	結果通知
11 月中旬 (予定)	-----	契約

7 応募方法

(1) 参加申込書の提出

ア 申込期限：令和 8 年 10 月 26 日(月)17 時必着

イ 申込方法：下記の提出書類を郵送、持参又はメールで提出すること。

※ Eメールの場合は、下記 13 記載の問い合わせ先へ提出すること。また、受信確認を行うこと。

ウ 提出書類：① 参加申込書 【様式 1】

※ この公募に参加できるのは、参加申込書類を提出した者に限る。

※ 申込書の原本は、企画提案書等と一緒に提出してください。

(2) 企画提案書等の提出

募集要領に従い提案書を作成し、期限までに持参又は郵送（必着）にてご提出ください。

ア 提出期限

令和 8 年 10 月 28 日(水)17 時必着 (郵送含む)

イ 提出書類

② 企画提案応募申請書 【様式 2】

③ 会社概要書 【様式 3】

④ 過去の類似業務実績 【様式 4】

⑤ 企画提案書 【様式 5】

⑥ 経費見積書 【様式 6】

⑦ スケジュール表 【様式 7】

⑧ 執行体制 【様式 8】

⑨ 誓約書 【様式 9】

⑩ 質問書 【様式 10】 (質問者のみ)

⑪ 共同企業体協定書 (共同企業体による応募の場合のみ) 【様式 11】

⑫ その他、法人等の概要が分かる参考資料等

ウ 提出部数

(ア) 提出書類②～⑧及び⑫は各 6 部 (1 部は正本、5 部はコピー)

(イ) 提出書類⑨及び⑩は各 1 部

エ 製本方法

A4 版、提出書類②～⑧及び⑫を一式とし、全ての書類の通し番号でページを付し、適宜インデックスを付ける。

オ 提出先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2 県庁舎 3 階
沖縄県子ども未来部 女性力・ダイバーシティ推進課

8 企画提案の選定方法

提出された書類により参加要件を確認後、企画提案書の書類審査（1 次審査）を行う。
4 者以上から応募があった場合、書類審査により上位 3 者を選定した上で、プレゼンテーションの実施を依頼する。

書類審査（1 次審査）において選定された者に対しては、結果及び企画提案選定委員会（プレゼンテーション）の実施日時等を電話及び電子メールにて通知する。

選定されなかった者に対しては、結果のみ電子メールにて通知する。

(1) 企画提案選定委員会（プレゼンテーション）について

ア 日 時：令和 8 年 11 月 5 日（木）14 時 00 分～16 時 00 分（予定）

イ 場 所：沖縄県庁 3 階 第 5 会議室（予定）

ウ 選定方法：書類審査により選定された企画提案者によるプレゼンテーションを実施し、企画提案書の内容を総合的に審査の上、最も優秀な提案を行った者を優先交渉権者として決定する。

(2) プレゼンテーションの実施方法

ア 提出された企画提案書に基づき、提案書によるプレゼンテーションを実施する。

イ 審査時間は 30 分（プレゼンテーション 20 分、質疑応答 10 分）とする。

ウ プレゼンテーションへの出席者は各提案者 3 名以内とする。

(3) 本審査結果の通知

審査の結果は、全ての提案者に文書で通知する。

9 経費見積について

(1) 各経費は税抜き価格とし、別途消費税を併記して提出すること。

※ 企画提案のために提示する金額であり、契約金額ではない。

(2) 積算の項目については、以下の内容で提出すること。

① 人件費

② 謝金

③ 交通費

④ 使用料、備品賃借料

⑤ 印刷広報費（広報制作費、掲載費含む）

- ⑥ その他必要経費（通信運搬費、事務費、設営費等、詳細がわかるよう記載すること。）
- ⑦ 一般管理費（（直接人件費+直接経費－再委託費）×10%以内）、消費税
- ※各経費については、月数、回数、個数等、見積条件がわかるように明記すること。
- ※該当しない項目については記載不要。

10 契約

(1) 契約の締結

企画選定第1位入選者と業務内容及び額を協議した上で、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約を行う。ただし、採択要件として提案書における実施計画、実施体制、積算等の見直しを求めることがある。

県と第1位入選者との間で委託に関する協議が合意に至らなかった場合には、次順位以降のものを繰り上げて、その者と協議を行い契約するものとする。提出のあったいずれの提案内容も妥当でないと判断した場合には、再公募することがある。

(2) 契約金額

受託候補者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内で決定する。

(3) 契約保証金

契約締結時に、沖縄県財務規則第101条第1項により契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供する必要がある。ただし、同条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

＜参考＞契約保証金について（沖縄県財務規則第101条 抜粋）

第101条 令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額（長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額）の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

11 その他

- (1) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨とする。
- (2) 企画の提案に当たっては委託業務の概要と事業目的を踏まえて、事業目的を最大限達成することができるような企画を提案すること。
- (3) 企画提案書等の作成に要する経費等については、参加者の負担とする。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 提出期限後の書類の変更、差替え及び再提出は、軽微な変更を除き原則認めない。
- (6) 企画提案書等の書類は、選定以外の目的に使用しない。
- (7) 提出された企画提案書・審査内容・審査経過等については公表しない。
- (8) 当該提案に係る提出書類に虚偽の内容を記載した場合、事実と異なる内容を記載した場合は、選定の取消、委託契約の破棄、委託費の返還等の措置をとることがある。

12 公募に関する質問の受付

公募に関する質問については、以下のとおり受け付ける。

(1) 質問方法

質問書【様式 10】を下記の問合せ先へメールで受け付ける。

※メールの件名は【男性のチカラ向上応援事業委託業務・質問書提出】とすること。

(2) 受付期間

令和 8 年 10 月 9 日(金)から 10 月 16 日 (金)17 時まで

(3) 回答方法

回答は県ホームページに随時掲載する。

なお、審査結果に関する問い合わせには応じないものとする。

13 問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2 県庁舎 3 階

沖縄県こども未来部 女性力・ダイバーシティ推進課（担当：梅原・富名腰）

E-mail：aa001309@pref.okinawa.lg.jp

電話：098-866-2500